

犬 塚 環 境 協 定

(目的)

犬塚自治会区域内における建築物等の敷地、位置、構造、用途及び形態に関する基準の目標を定め、住宅地等としての良好な環境を高度に維持することを目的とする。

(建築物及び、環境維持に関する基準)

協定区域内における建築物等については、次の各号に定める基準を目標にする。

- (1) 外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は90センチメートル以上とする。但し政令135条の5の規定に適合するもの及びカーポートについては、この限りではない。
- (2) 道路境界線に沿って設置する塀等については、生け垣、フェンス等の開放性のあるものを原則とし、石積み、コンクリートブロック等の塀は、地盤面から110センチメートル以下の高さとする。但し、門柱に類する部分で、道路側から見附の長さが3.6メートル以下のものについては、この限りではない。
- (3) 交差点等の角地は特に見通しについて配慮する。
- (4) 敷地内の空き地は、環境に応じた植樹を行う等緑化に務め、良好に管理するよう配慮する。
- (5) 隣地との境界に建築物が接近する場合は、屋根に雪止め等の落下防止の処置を講じるよう配慮する。
- (6) 建物の外壁の色については、どぎつい感じを与えないよう配慮する。
- (7) 所有地に面した道路(地先道路と言う)の除草及び清掃などをお互いに心がける。
- (8) ゴミステーションの管理、粗大ゴミ・不法投棄防止に全会員がつとめる。

(運営委員会)

この協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会(以下、委員会と言う)を設置する。

2. 委員会の委員は、自治会役員が当たる。

平成10年3月28日 制定

平成15年3月2日 改訂 (7)、(8)を追加

参考

- | | |
|----------|--|
| 政令135条の5 | 法第54条第1項の規定により政令で定める場合は、当該地域に関する都市計画において定められた外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物の部分が次の各号の1に該当する場合とする。 <ol style="list-style-type: none">1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。2. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 |
|----------|--|